

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適正な処理が確認できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→
環境省特設ページ



<p>無料回収 無料回収 パソコン テレビ OK エアコン</p> <p>空き地で回収</p>	<p>ご家庭のごみ なんでも回収します!!</p> <p>街中を巡回</p>	<p>ご家庭の粗大ごみ なんでも回収致します! 業者です!</p> <p>〇〇〇〇株式会社 産業廃棄物処理業許可〇〇号 古物商許可〇〇号</p> <p>チラシを配布 インターネットで広告</p>	<p>無許可</p> <p>遺品整理業者による 違法なごみの 引取り・処理</p>
---	--	---	---



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。



◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「**一般廃棄物収集運搬業許可**」や委託が必要です(遺品整理において発生した廃棄物も同様です)。**産業廃棄物収集運搬業**の許可や古物商の許可では回収できません。

◆ 無料と言いながら高額な処理料金を請求された事例もあります。

守口市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- ・ 辰巳環境開発株式会社
- ・ 株式会社大真サービス
- ・ 京阪総合サービス株式会社
- ・ 貴和興業株式会社
- ・ 株式会社コスミック

上記以外は無許可業者です。

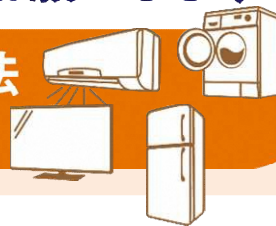
廃家電製品などを引き渡さないでください。

正しい廃棄方法は裏面へ!

貴重な資源をリサイクルするため皆様のご協力をお願いします！

家電リサイクル法の対象品目を処理する方法

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)



① **買い替えるとき** 新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。

② **買い替えずに廃棄だけするとき**

以下のいずれかの方法で処理してください。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。(ただし、指定引取場所へ自ら持ち込む場合は収集運搬料金は不要です)

● **購入した店舗へ引取りを依頼する**

その商品を購入した販売店へ引取りを依頼してください。

● **クリーンセンターへ収集運搬を依頼する**

右記の電話受付センターへ運搬を依頼してください。
※別途収集運搬料金が必要です(1点ごとに¥3,500円)

● **指定引取場所へ自分で持ち込む**

郵便局で家電リサイクル券を購入し、右記の指定引取場所へ直接持ち込んでください。

<電話受付センター>

06-6997-7766

<指定引取場所>

1. 勇信運輸株式会社
守口市東郷通2-5-5
06-6995-5444

2. 日本通運株式会社
大阪市鶴見区焼野3-2-24
06-6911-3892

使用済み小型家電を処理する方法



● **以下に設置する回収ボックスで回収しています**

対象品のうち投入口(縦20cm×横35cm)に入るものを回収しています。
投入口に入らない小型家電は粗ごみになります。

施設名	所在地
守口市役所	守口市京阪本通2-5-5
守口市クリーンセンター	守口市寺方錦通4-9-12
守口市庭窪コミュニティセンター	守口市佐太中町1-6-45
守口市東部エリアコミュニティセンター	守口市大久保町1-南27-6
守口市南部エリアコミュニティセンター	守口市大宮通1-13-7
守口市八雲東コミュニティセンター	守口市八雲東町2-50-12
守口市錦コミュニティセンター	守口市菊水通4-21-18
守口市北部コミュニティセンター	守口市淀江町6-6
守口市西部コミュニティセンター	守口市文園町8-8

注意

- ・ 携帯電話やパソコン等の個人情報を含む使用済み小型家電等を廃棄する場合は、ご自身で必ず事前に個人情報を削除してください。
- ・ 電池を取り外せるものについては、取り外してから出してください。取り外した電池は、決められた区分で廃棄してください。
- ・ 一度回収したものは、返却には応じられませんのでご了承ください。

お問合せ先

守口市クリーンセンター TEL06-6991-3840 Fax06-6991-7188